

一、出席議員及び欠席議員

出席議員

一番	鈴木浩之
二番	安藤浩孝
三番	廣瀬和良
四番	中村広一
五番	福井裕子
六番	立川良一
七番	戸部哲哉
八番	井野勝巳
九番	日比玲子
十番	田中五郎

欠席議員 なし

二、職務のため出席した事務局職員の氏名

議事録	高橋善明
議事録	木野村幸子
議事録	小林卓二

三、説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫
副町長	山本繁美
教育長	宮川浩兵

四、議事日程

第一 会議録署名議員の指名

第二 会期の決定

第三 諸般の報告

第四 議案第三十四号 教育委員会委員の任命同意について
町長提出

第五 議案第三十五号 教育委員会委員の任命同意について
町長提出

第六 議案第三十六号から議案第五十三号一括上程
町長提出

議案第三十六号 北方町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
町長提出

議案第三十七号 北方町監査委員条例制定について
町長提出

議案第三十八号 北方町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
町長提出

議案第三十九号 北方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の

参事兼	大平喜義
都市環境農政課長	
総務課長	村木俊文
税務課長	高橋勉
住民保険課長	山田忠義
福祉健康課長	木野村隆司
上下水道課長	豊田晃
會計室長	渡辺雅尚
教育課主幹	末松豊生

議案第四十号 一部を改正する条例制定について 町長提出)
北方町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当
に関する条例の一部を改正する条例制定につい
て 町長提出)

議案第四十一号 北方町非常勤の特別職職員
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例制定について 町長提出)

議案第四十二号 北方町特別職報酬等審議会
条例の一部を改正する条例制定について 町長
提出)

議案第四十三号 北方町税条例の一部を改正
する条例制定について 町長提出)

議案第四十四号 北方町消防団員等公務災害
補償条例の一部を改正する条例制定について
町長提出)

議案第四十五号 北方町土地開発公社定款の
変更について 町長提出)

議案第四十六号 平成二十年度北方町一般会
計補正予算(第二号)を定めるについて 町長
提出)

議案第四十七号 平成二十年度北方町国民健
康保険特別会計補正予算(第二号)を定めるに
ついて 町長提出)

議案第四十八号 平成二十年度北方町下水道
事業特別会計補正予算(第一号)を定めるに
ついて 町長提出)

議案第四十九号 平成十九年度北方町一般会
計歳入歳出決算の認定について 町長提出)

議案第五十号 平成十九年度北方町国民健康
保険特別会計歳入歳出決算の認定について 町
長提出)

議案第五十一号 平成十九年度北方町老人保
健医療特別会計歳入歳出決算の認定について
町長提出)

議案第五十二号 平成十九年度北方町下水道
事業特別会計歳入歳出決算の認定について 町
長提出)

議案第五十三号 平成十九年度北方町下水道
事業会計決算の認定について 町長提出)

第七 議案第五十四号 北方町議定会議規則
の一部を改正する規則制定について 議員提出)

五、本日の会議に付した事件

日程第一から日程第七まで

午前十時 開会

一、議長 井野勝巳君 おはようございます。

きのうとは打って変わって、きょうは大変
いいお天気になりました。

皆さん御案内のように、九月一日、福田
総理が突然辞任をされて、きょうはまたその
総裁選が始まるようでございます。また、
小沢さんは昨日再選をされたということで、
自民党に早期解散を迫っておりますので、
十月は大変忙しいかなあと、そんな月にな
ろうかと思えますけど、いずれにいたしまし
ても、自公対民主党、成り行きが注目をさ
れるというような近々でございます。

きょうは全員の御出席をいただきまして、
ありがとうございます。

ただいまから会議を開きます。

ただいまの出席議員数は十人でありませ
う。定足数に達しておりますので、議会は
成立いたしました。これより平成二十年第
四回北方町議定会定例会を開催いたしま
す。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

日程第一 会議録署名議員の指名

- 一、議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第一百二条の規定により、議長において五番福井裕子君及び六番立川良一君を指名いたします。

日程第二 会期の決定

- 一、議長 日程第二、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から九月二十九日までの八日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

異議なし)

- 一、議長 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から九月二十九日までの八日間と決しました。

日程第三 諸般の報告

- 一、議長 日程第三、諸般の報告を行います。町長、お願いします。
- 一、町長 おはようございます。

第四回の定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には全員の御出席をいただくことができました。心から感謝を申し上げる次第でございます。

御案内のように、大変残暑の厳しい中でございますけれども、とりわけことは百二十周年の記念事業がメジロ押しの上に、この秋口は一層また運動会等いろんな行事が重なってまいりまして、議員の皆さん方にはお暇をいただくことがたくさんあるわけでございます。御迷惑をおかけいたすと思えますけれども、よろしくお願いを申し上げますと思います。

本日お願いをいたします議会の議案といたしましては、人事案件が二件、それから条例に関する案件が九件、定款の変更につき

まして一件と、予算関係では補正予算が三件、それから決算の関係で五件というように、御審議を煩わせることになるわけでございますが、よろしくお願いをいたしたいと思う次第でございます。それでは、諸般の報告をさせていただきます。

今回、御報告をさせていただきましますのは、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会の定例会一件でございますので、よろしくお願いをいたします。

過ぐる七月三十日に、申し上げました第二回目の後期高齢者医療の連合議会が開催をされたところでございます。

まず議長選挙が行われまして、岐阜市議会議長であります大野通氏が指名推選により当選をされたところでございます。

提出されました議案は八本ございまして、まず議案第八号として提案をされました平成二十年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第一号）を定めるについてでございます。

現行予算の総額に、歳入歳出それぞれ一億七千七百六十三万二千円を追加して、その総額を四億二千七百三十八万六千円とするものでございました。

まず歳入につきましては、負担金が一億二千三百二十三万四千円減額をいたしております。これは市町村事務費負担金後期分の減額によるものでございます。このほかといたしましては、前年度からの繰越金二億一千二百二十六万円と財政調整基金からの繰入金八千九百六十万六千円を増額するというものでございます。

歳出につきましては、条例改正による手当の増額等に三百九十四万九千円、財政調整基金への前年度決算剰余金の積み立てに一億六百十三万一千円、十九年度国庫支出金超過分の償還として百六十七万一千円と、後期高齢者医療特別会計へ六千五百八十八万一千円を繰り出すという内容のものでございます。

議案第九号は、平成二十年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）を定めるに於いてでありまして、現行予算の総額に歳入歳出それぞれ一億三千四百八十七万二千円を追加して、その総額を千六百七十六億八千九百八十三万五千円とするものでございます。

歳入の内訳といたしましては、市町村支出金を六億二千八百六十万一千円と県支出金千七百七十五万八千円、支払基金交付金を六千四百四十四万八千円、それぞれ減額をすることといたしております。

その理由につきましては、保険料軽減特別対策に伴う保険料等負担金の減額と、保険料等負担金及び療養給付費負担金の減額、これは第三者納付に伴うものでございますが、交付金の減額に起因をするものでございます。

これに関連して、国庫支出金が六億二千三百七十九万八千円増額になりまして、一般会計からの繰り入れ六千五百八十八万一千円と、第三者納付金の増額一億五千万円がそれぞれ増額をされておるといふものでございます。

歳出につきましては、総務費で電算事務システム開発委託料に一億三千三百三十七万二千円を、保健事業に百五十万円をそれぞれ増額して補正をしたものでございます。

議案第十号といたしましては、岐阜県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

岐阜市の地域手当の支給割合が、従来の二%から三%へ引き上げをされたことにより、これに準じてそれぞれの派遣職員に対しても改定をされたものでございます。なお、実施時期は平成二十年四月からの適用となっております。

議案第十一号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

被保険者の健康の保持・増進及び保険料の負担軽減を実施することにより、制度の円滑な運営を図るために改正されたものでございます。

議案第十二号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合広域計画の変更についてでございます。

被保険者の健康の保持・増進のために、健康診査に加え必要な事項を実施するために、同計画を変更するものとしたものでございます。

議案第十三号につきましては、平成十九年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。その決算総額は、歳入総額として十五億四千八十五万九千九百九十九円でございます。これに対する歳出総額は、十三億二千八百五十九万二千五百九十九円でございます。したがって、差し引きは二億二千二百二十六万七千三百三十二円となっております。

なお、財産であります基金につきましては、財政調整基金で九百九十九万七千二百三十四円、後期高齢者医療制度臨時特例基金で七億八千九百九十五万七千八百一十一円でございます。

以上の議案は、いずれも原案どおり全会一致で可決され、認定されたところでございます。

以上、報告を終わらせていただきます。

一、議長 次に、事務局より、例月出納検査の結果などの報告をいたさせます。事務局長。

二、議会議務局長 それでは、六月の定例会以降の報告をさせていただきます。

できます。

七月十六日、八月二十一日及び九月十七日に現金出納事務全般について出納検査が行われ、一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、下水道事業特別会計及び上水道事業会計ともに記載金額は正確で、計数上の誤りはないものと認められた旨の報告がありました。

次に、定例監査の結果についてであります。

六月十一日、都市環境農政課及び総務課所管の事務事業のうち、平成十九年度に完成した主な工事に係る契約等予算の執行及びその企画、設計、積算、施工、検査等について、都市計画農政課では、道路、橋梁、河川及び都市計画の工事事業と、総務課の庁舎等整備事業について、適正かつ効率的に維持されている旨の主眼として監査が行われました。

監査の結果、対象事項の事務事業について、関係書類等の調査及び関係職員から説明を求め監査した結果、おおむね適正かつ効率的に施行されているとの報告がありました。

次に、平成十九年度の各会計の決算報告について、六月二十五日に上水道事業会計を、七月二十九日及び三十日に国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、下水道事業特別会計を、それから八月五日、六日、七日に一般会計決算及び各基金の運用状況調査審査が行われました。

次に、七月十日、東海環状自動車道西回りルート建設促進大会が開催されました。厳しい財政状況の中であるが、将来に向かっての希望がある社会を築くため、地域住民の切なる願いとその必要性、重要性にかんがみ、東海環状自動車道が早期に完成するように大会決議されました。

次に、七月二十五日、東海環状自動車道建設促進岐阜県西部協

議会並びに国道二二号、二二号及び岐阜南部横断ハイウェイ整備促進期成同盟会による合同定期総会が開催されました。

東海環状自動車道建設促進岐阜県西部協議会では、平成十九年度収支決算について、収入総額三百九十二万九百三十九円、支出総額百十八万四千九百六十九円、差し引き二百七十三万五千九百七十円を平成二十年度に繰り越し、原案どおり承認されました。

平成二十年度収支予算については、収入、支出それぞれ四百十八万五千円で、前年比較二十六万八千円の増となっております。北方町の負担金は三万二千元で、原案のとおり承認されました。

また、昨年度に全線に都市計画決定されるとともに、本格的に工事が着手されるなど、早期供用に向けて積極的に取り組みがなされていく、東海環状自動車道の必要性和重要性にかんがみ、地域との調和にも留意しつつ、早期供用に向けての要望が決議されました。

次に、七月三十一日、主要地方道岐阜関ヶ原線、岐阜建設促進期成同盟会定期総会が開催されました。

平成十九年度収支決算について、収入総額百七十八万三千八百七円、支出総額五十七万九千六百九十二円、差し引き百二十万三千三百九十六円を平成二十年度に繰り越し、原案のとおり承認されました。

平成二十年度の収支予算について、収入、支出それぞれ百九十二万四千元で、前年比較十四万二千元の増となっております。北方町の負担金は九万円で、原案のとおり承認されました。

なお、要望決議とし、沿線地域の産業・経済発展と、住民の生活環境に活力と潤いをもたらす、さらに岐阜西濃圏域に一般的発展に大きな役割を果たすよう、道路整備の財源及び予算の確保、主要地方道路整備臨時交付金制度にさらなる拡大、必要な道路整

備の中期計画への位置づけ、道路特定財源減収分の財源措置、本巢市から神戸町間の四車線化整備の促進を図ること等が決議されました。

次に、八月二十八日、国道一五七号整備促進期成同盟会定期総会が開催されました。

平成十九年度収支決算について、収入総額百十万四千九百九十八円、支出総額七万八千五百四十六円、差し引き百二万六千四百五十二円を平成二十年度に繰り越し、原案のとおり承認されました。

平成二十年度の予算については、収入、支出それぞれ百十三万七千円で、前年比較三万三千円の増となっています。北方町の負担金は一万二千元で原案のとおり承認されました。

なお、提言決議について、施工中の工区の事業促進並びに本巢市能郷から温見峠をへて、大野市熊河に至る区間の根本的な改良事業の早期着工並びに道路整備の計画的かつ着実に推進していくため必要な財源を必要とすることを決議されました。

次に、岐阜県市町村議会議長会第二回評議会、郡町村議会議長会長会が開催されました。

平成十九年度岐阜県町村議会議長会歳入歳出決算の承認並びに規約の改正が原案どおり承認、可決されました。

本町の自治功労表彰は当町の立川議員、戸部議員が決定され、十月十日に定期総会で表彰されます。おめでとうございます。また、郡町村議会議長会会長会では、東海四県町村議会議長会会長会議への提出議題の説明と、全国町村議会議長会の報告で、県会長であります井野会長が全国の監事と町村議会議長会の理事に就任されました。報告させていただきます。

以上、報告をさせていただきますました会議等の資料は、事務局に

保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。これで諸般の報告を終わります。

日程第四 議案第三十四号について

一、議長 日程第四、議案第三十四号 教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

二、町長 それでは、議案第三十四号 教育委員会委員の任命同意についてを御提案申し上げたいと思います。

教育委員の翠誠治氏が来る十月二十三日に任期満了となりますので、引き続き任命をいたしたいと思っておりますので、お願いします。

したがって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

氏は昭和十二年八月五日生まれで七十一歳でございます。北方町加茂四九五の二にお住まいでありまして、昭和三十六年三月に岐阜大学学芸学部を御卒業され、その後、私立東洋大学日本文学部を終了されております。昭和三十六年四月から郡上郡白鳥町立北濃中学校を振り出しに、県下各地の小・中学校で教鞭をとられ、平成十年三月、本巢郡巢南町立中小学校長を最後に勇退されました。平成十二年十月から北方町教育委員会委員に就任され今日に至っております。今回お認めをいただきますと三期目のお務めとなるものでございます。

人格高潔で、教育、学術及び文化に高い識見をお持ちでありますことは申し上げるまでもありません。

御同意をいただきたく御提案申し上げます。

一、議長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

一、議長 質疑、討論を終結いたします。

これから、議案第三十四号 教育委員会委員の任命同意についてを採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第三十四号は同意することに決しました。

日程第五 議案第三十五号について

一、議長 日程第五、議案第三十五号 教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

一、町長 それでは、議案第三十五号、同じく教育委員会委員の任命同意についてお願いをしたいと思います。

現在、教育委員長を務めていただいております片岡宏治氏の任期が、来る十月二十三日にその満了となりますが、本人のお申し出によりまして御勇退をいただくことになりました。その後任といたしました。西直子さんを任命したいと思っておりますところでございます。

西さんは昭和四十一年十二月十五日生まれの四十二歳であります。北方町高屋一四三番地にお住まいで、平成元年三月に岐阜女子大学家政学部を御卒業の後、愛知県立佐織養護学校、愛知県立一宮東養護学校で講師などを平成六年三月まで勤められました。結婚勇退された後に家事に従事されておる次第でございます。人格高潔、教育、学術及び文化に関し識見を有した人であります。

西さんに任命をさせていただきますにつきましては、もう一点理由がございます。平成十九年五月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正がありまして、任命に当たっては、委

員のうちに保護者である者が含まれるように努めなければならぬ」という文言が追加をされたところでございます。この努力目標が設定をされておりますので、この際、西さんをお願いをさせていただきますところでございます。

西さんには、現在、中学校二年生と幼稚園児の二人のお子様がありますことなども考慮させていただいたところであります。

同法第四条第二項の規定により、議会の御同意をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

一、議長 これより質疑を行います。

（質疑・討論省略の声あり）

一、議長 質疑を終結いたします。討論を省略いたします。

一、議長 議案第三十五号 教育委員会委員の任命同意についてを採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第三十五号は同意することに決しました。

日程第六 議案第三十六号から議案第五十三号までについて

一、議長 日程第六、議案第三十六号から議案第五十三号までを一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

一、町長 それでは、議長の命でございましたので、議案第三十六号から議案第五十三号までを一括して上程させていただきます。思います。

まず、議案第三十六号 北方町防災行政無線通信施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

これは防災行政無線通信施設の更新により、移動系基地局数が二十局から七十局に増加したことによる条例改正をお願いするものでございます。

議案第三十七号 北方町監査委員条例制定についてでございます。

これは地方公共団体の財政の健全化に対する法律の施行に伴い、監査委員の審査すべき事項を新たに追加して、あわせて自治法上規定されているものを条例化して整備をさせていただいたものでございます。よろしくお願いいたします。

議案第三十八号 北方町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

これは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴うものの整備を行うものでございまして、具体的には、第二条第五号に「公益法人」とありますものを「公益的法人等」と字句を改める内容でございます。

議案第三十九号 北方町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律に基づくものでございまして、これも具体的に申し上げますと、第十二条第一項第三号に「公庫の予算及び決算に関する法律第一条に規定する公庫」とあります文言を「沖縄振興開発金融公庫」と改めるものでございます。

議案第四十号 北方町議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、地方自治法の一部改正に伴ってお願いをするものでございますが、その内容につきましては、従来「報酬」とありました字句を「議

員報酬」に該当する法の条項を、改正された条項へと改めるものでありまして、いずれも申し上げましたとおり地方自治法の改正を受けて行わせていただくものでございます。

議案第四十一号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。これも議案第四十号と同様、地方自治法の改正に伴って行わせていただくものでございます。

議案第四十二号 北方町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

これも議案第四十号と同様の理由によって御提案をさせていただくものでございます。

議案第四十三号 北方町税条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

北方町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、ふるさと納税制度の導入とする個人住民税における寄附金税制の抜本的な拡充、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の導入、上場株式等の配当、譲渡益の軽減税率の廃止及び損益通算の範囲の拡大などを改正させていただくものでございます。

議案第四十四号 北方町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

これもそれぞれ法律の施行によりまして、「国民生活金融公庫」とありますものを「株式会社日本政策金融公庫」と改めるものでございます。

議案第四十五号 北方町土地開発公社定款の変更についてでございますが、先ほど来申し上げておりますように、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法

人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴って、北方町土地開発公社定款を変更させていただこうとするものでございます。

議案第四十六号 平成二十年北方町一般会計補正予算 第二号)を定めるについてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ千九百十八万九千円を追加させていただきまして、歳入歳出それぞれ五十億五千八百三十六万一千円とするものでございます。

主な内容につきましては、民生費で拡大図書機など障害者福祉用品、あるいは紙おむつなどで二百三十六万円、衛生費でリサイクルセンターの計量機、データパソコン購入のための五十八万八千円、土木費で加茂土地区画整理事業負担金として三千三百七十五万円などのほかは人件費などの支出をお願いするものでございます。

なお、歳入につきましては、県支出金、繰越金、雑入をもって充てることといたしております。

議案第四十七号 平成二十年北方町国民健康保険特別会計補正予算 第二号)を定めるについてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三千四百二十万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ十八億二千三百三十二万三千円とするものでございます。

この内容につきましては、退職被保険者の療養給付費が当初見込みを上回ることが見込まれますことから、三千四百二十万円をお願いするものであります。

歳入につきましては、同額を療養給付費交付金で充当することといたしておるわけでございます。

議案第四十八号 平成二十年北方町下水道事業特別会計補正

予算 第一号)を定めるについてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ六千四百万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ六億六千二百四十万円とするものでございます。

内容につきましては、下水道処理場における水質自動計測機更新と修繕に要する費用六百四十万円をお願いするものでございます。これに充当をいたします歳入は、繰越金と国庫支出金、雑入により対応させていただくものでございます。

議案第四十九号 平成十九年度一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

歳入総額五十二億六千四百九十三万二千二百六十四円に對しまして、歳出総額は五十億五千三百九十六円となりました。その差し引きは二億五千九百五十六万八千八百八十八円でありまして、その全額を翌年度に繰り越させていただくことにいたしております。

この結果、經常収支比率は昨年の八十八・五%からさらに悪化をいたしました八十九・二%までになっております。同様に公債費負担比率も十一・七%から十二・三%へと財政硬直化が一段と進んでおる状況でございます。

なお、基金の総額も三十一億四千七百七十六万四千九百三円となり、昨年度に比して一億四千六百十五万九千四百十五円の減額となった次第でございます。

議案第五十号 平成十九年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

平成十九年度国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額十九億三千五百九十五万三千三百一十一円に對しまして、歳出総額は十七億六千八百一十八万九千四百四十二円でありまして、その差

し引き一億六千七百九十三万四千三百六十九円となったところ
でございます。

このうち七千万円を基金に繰り入れさせていただくべく予定を
いたしておりますが、九千七百九十三万四千三百六十九円を翌年
度繰り越しとなるわけでございます。

なお、これによりまして基金残高は一億四十二万円となること
になります。

議案第五十一号 平成十九年度北方町老人保健医療特別会計歳
入歳出決算の認定についてであります。

平成十九年度北方町老人保健医療特別会計歳入歳出決算につき
ましては、歳入総額が十一億四百七十四万五千六百四十三円に対
しまして、歳出総額は十億七千九百九十九万五千七百七十七円とな
りましたが、差し引き額は三千四百五十五万五千六百六十六円でご
さいまして、全額を翌年度に繰り越すことといたしております。

議案第五十二号 平成十九年度北方町下水道事業特別会計歳入
歳出決算の認定についてでございます。

平成十九年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきま
しては、歳入総額が七億三千二百七十六万一千五百三十六円であ
りました。歳出総額は六億八千六百六十五万七百二十七円ござい
まして、差し引き額が五千百一十一万八百九円ということになった
わけでございます。これも同様に、翌年度にその全額を繰り越さ
せていただくことといたしておるのであります。

議案第五十三号 平成十九年度北方町上水道事業会計決算の認
定についてであります。

平成十九年度北方町上水道事業会計決算につきましては、収益
事業につきまして、一億五千四百二十八万七千三十円でありまし
た。対する支出額は一億二千五百八十八万七千八百八十八円とな
ったわけ

でございます。

一方、資本的収入につきましては、千四百六十八万九千五百円
でございます。これに対する資本的支出は五千八百八十九万五
千五百六十六円となっております。

したがいまして、その不足額四千四百二十万六千六百六十六円に
つきましては、過年度の損益勘定留保資金四千二百九十五万一千四
百六十六円に消費税の資本的収支調整額の百二十五万四千六百円
をもって補てんいたしております。

これにより、損益勘定上の当年度純利益は二千七百七十七万一
千八百四十九円となりました。したがって、当年度末処分利益剰
余金は一億八千七百八万六千七百七十七円となりまして、そのうち
減積積み立てに二百八十万円、建設改良積立金に二千万円を処分
することといたしております。

以上で、議案第三十六号から議案第五十三号までの一括上程と
させていただきます。十分な御審議をいただきまして、適切な御
決定をいただきますようお願い申し上げます。提案にかえさ
せていただきます。ありがとうございます。

日程第七 議案第五十四号について

一、議長 日程第七、議案第五十四号 北方町議会議規則の一部を
改正する規則制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。立川良一君。

一、六番 立川良一君 それでは、議案第五十四号 北方町議会議
規則の一部を改正する規則制定についてを提案説明させていただきます。
きます。

北方町議会議規則の一部を改正する規則を次のように制定す
るものとします。

地方自治法の一部改正に伴い、本規則を制定しようとするもの

であります。よろしくお願いをいたします。

一、議長 以上で提案理由の説明が終わりました。

これらの案件については、本日はこれまでとして、休会中に議案調査を行うことといたします。

お諮りをいたします。議案調査等のため、明二十三日から二十五日まで三日間を休会といたしたいと思います。御異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、明二十三日から二十五日までの三日間を休会とすることに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

第二日は、二十六日午前九時三十分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。大変に御苦労さまでございました。

午前十時四十三分 散会

右、会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成二十年九月二十二日

議長

署名議員

署名議員

